

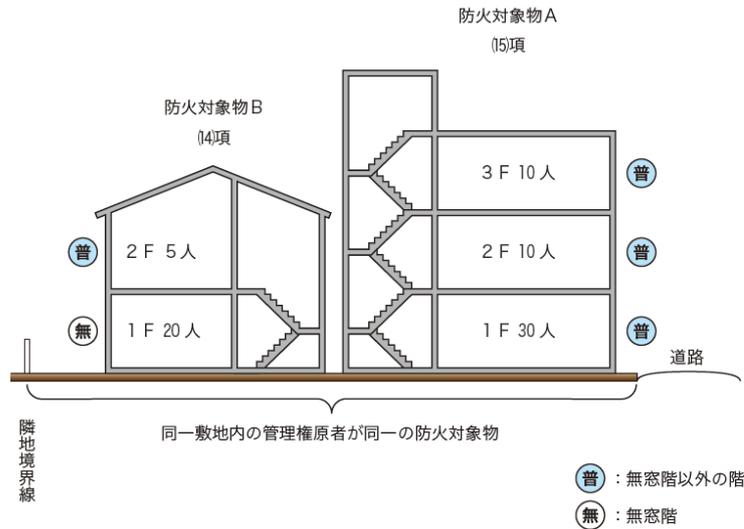
第 5 収容人員の算定

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い省令第 1 条の 3 に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

1 収容人員の算定

(1) 収容人員の算定は法第 8 条の適用については棟単位である（政令第 2 条が適用される場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟単位の収容人員を合算した数）が、政令第 2 4 条の適用については棟単位又は階単位、政令第 2 5 条の規定については階単位とする。

第 5 - 1 図



防火管理者又は消防用設備等	防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第 8 条 防火管理者	A	(15項)	棟収容人員 50 人	75 人
	B	(14項)	棟収容人員 25 人	
政令第 24 条 非常警報設備	A	(15項)	棟収容人員 50 人	
	B	(14項)	階収容人員 (1 階・無窓階) 20 人	
政令第 25 条 避難器具	A	(15項)	階収容人員 (3 階) 10 人	

(2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物（政令第 2 条の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。

(3) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。

- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、省令第1条の3の規定を適用すること。

2 共通的取扱い

- (1) 「従業者」の取扱いは、次によること。

ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として取り扱わないこと。

イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。

ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

- (2) 収容人員を算定するにあつての床面積の取扱いは、次によること。

ア 駐車のに供される部分、廊下、通路、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。

イ 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。

- (3) 次に掲げるものは、「固定式のいす席」として扱うこと。

ア ソファ等はいす席

イ いす席相互を連結したいす席

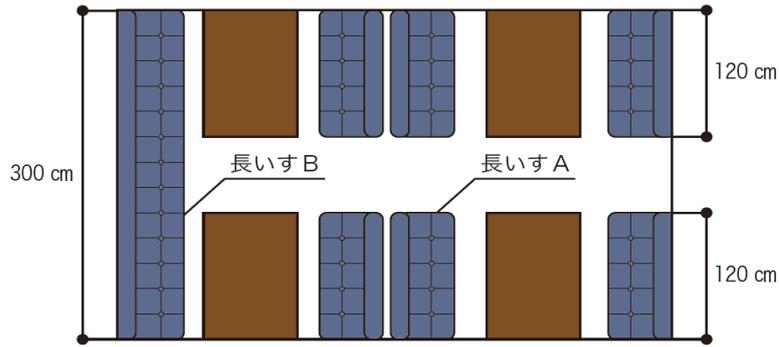
ウ 掘りごたつ

エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動することができないいす席

- (4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4 m又は0.5 mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど1未満の端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと（第5-2図参照）。

- (5) 収容人員の算定にあつては、3によること。

第5-2図



飲食店（政令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物）の場合
 ○長いすA： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 2人席 $\times 6 = 12$ 人
 ○長いすB： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人
 合計：12人+6人=18人

(6) 階単位の収容人員の取扱いは、次によること。

- ア 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用の机等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。
- イ 従業者が使用する社員食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を 3 m^2 で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

3 政令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-1表に定める方法によること（第5-3図参照）。

第5-1表

区分	算定方法
(1)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす席のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数 (3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

イ 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであり、第5-2表の部分を用いる。したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

第5-2表

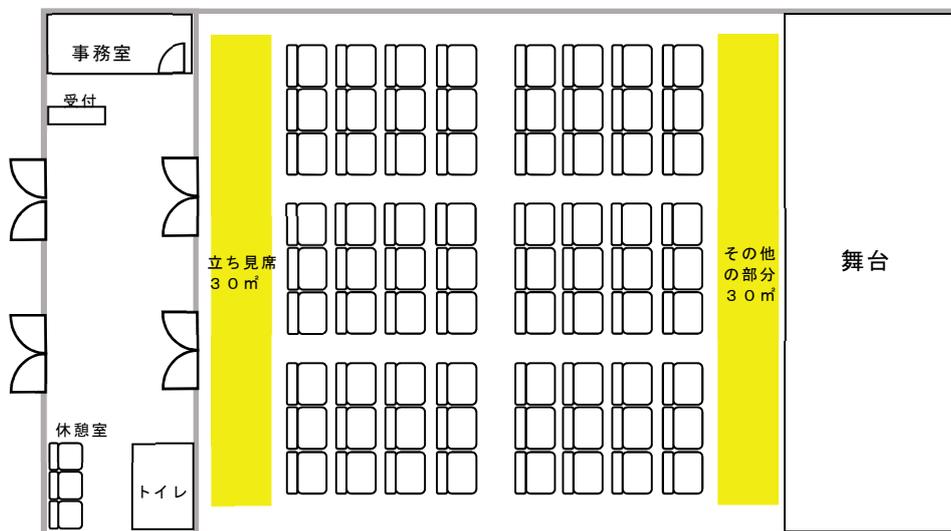
用途	客席の部分
劇場・映画館	劇場、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席が設置されている部分
演芸場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場	スポーツ、見世物等を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものであること。ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（迫込場）を設ける部分や寄席の和風さじき、ます席などの客席部分をいうものであること。

第5-3図

（劇場の算定方法例）



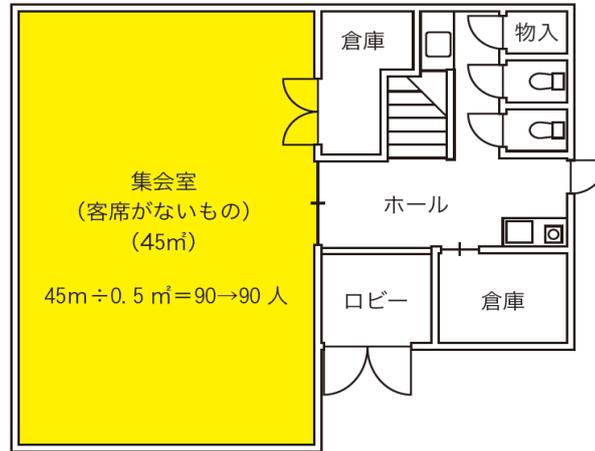
- 従業員の数：10人
- 客席の固定式のいす席：72席→72人
- 立見席を設ける部分の床面積：30㎡÷0.2=150→150人
- その他の部分の床面積：30㎡÷0.5=60→60人

収容人員：292人

※休憩室のいす席の数は、客席の部分ではないため算定しない。

オ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を0.5㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること（第5-4図参照）。

第5-4図



(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-3表に定める方法によること（第5-5図参照）。

第5-3表

区分	算定方法	
(2)項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
(3)項	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

ウ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

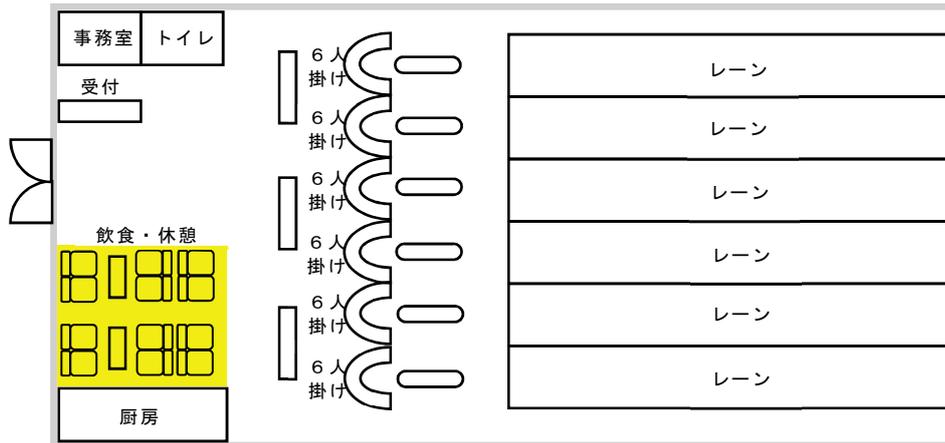
- (ア) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。
 - (イ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マーじゃんは、1台につき4人とする。
 - (ウ) ビリヤードは、1台につき2人とする。
 - (エ) ボーリング場は、レーンに付属するいす席の数とする。
 - (オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。
 - (カ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。
 - (キ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。
 - (ク) (ア)～(キ)以外で遊技人数が明確に限定できるものにあつては、その数とする。
 - (ケ) (ア)～(ク)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。
- エ ボーリング場等内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。
- オ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。
- (ア) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
 - (イ) (ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で、観覧、飲食又は休憩のように供する部分と特定できる場所
- カ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。
- キ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。
- (ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
 - (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
 - (ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
 - (エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
 - (オ) 料理店、飲食店等の和室の部分
- ク キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。
- ケ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取

り扱わないこと。

コ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

第5-5図

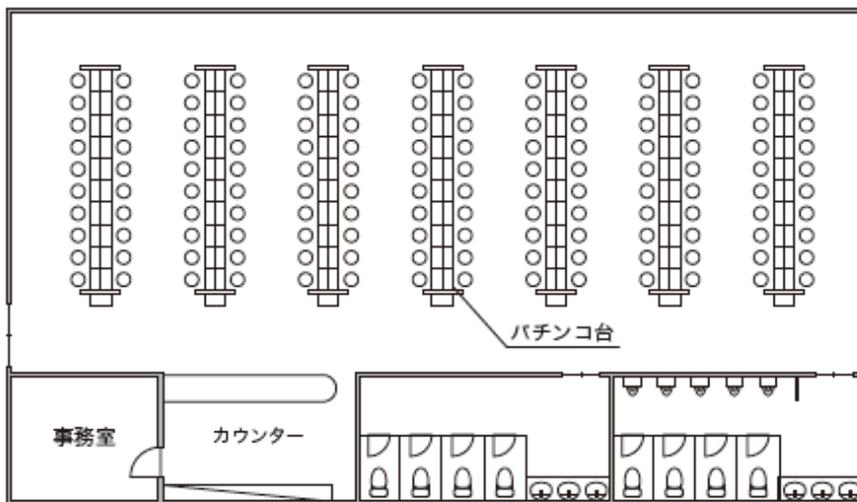
(ボーリング場の算定方法例)



- 従業員の数：5人
- レーンに付属するいすの数：36席→36人
- 観覧、飲食又は休憩のように供する固定いす席：12席→12人

収容人員：53人

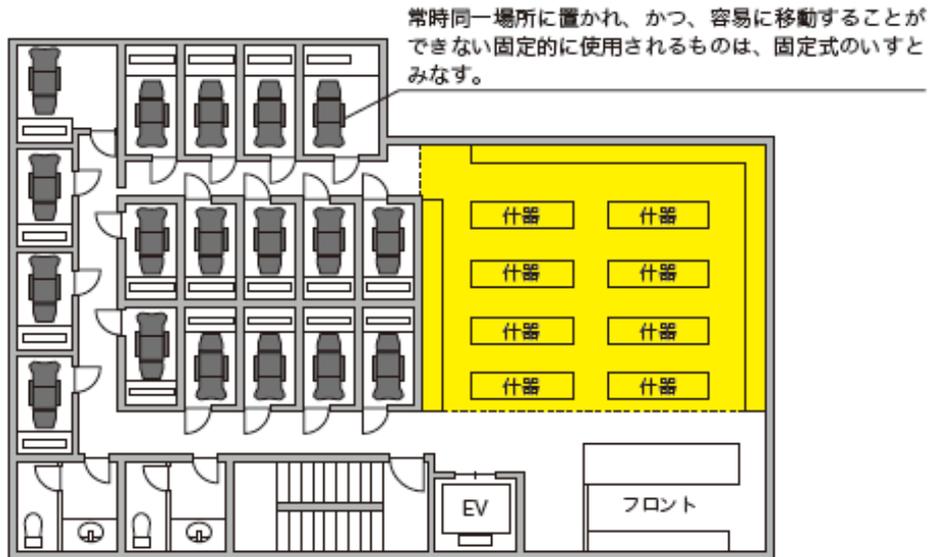
(パチンコの算定方法例)



- 従業者の数：10人
- 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
：パチンコ台140台→140人

収容人員：150人

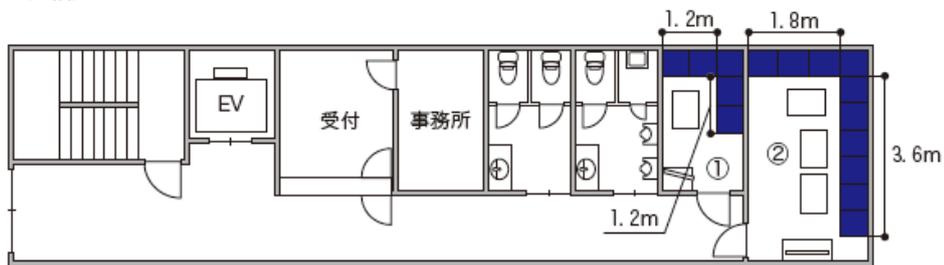
(個室ビデオの算定方法例)



- 従業者の数：2人
 - 固定式のいす席：18→18人
 - その他の部分
 - ・ $44\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 14.6 \rightarrow 14$ 人
- 収容人員：34人

(カラオケボックスの算定方法例)

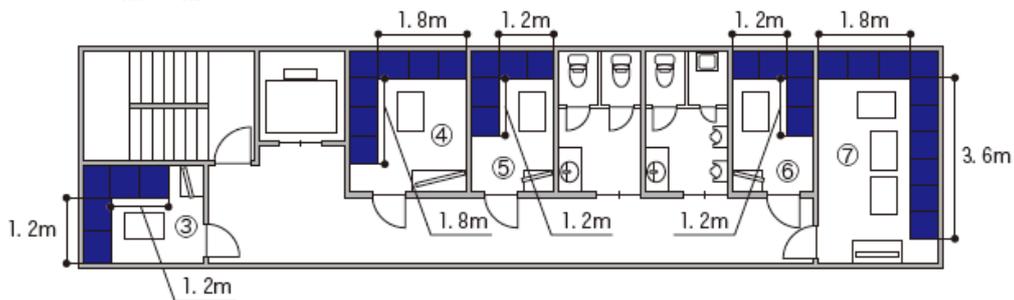
(1階)



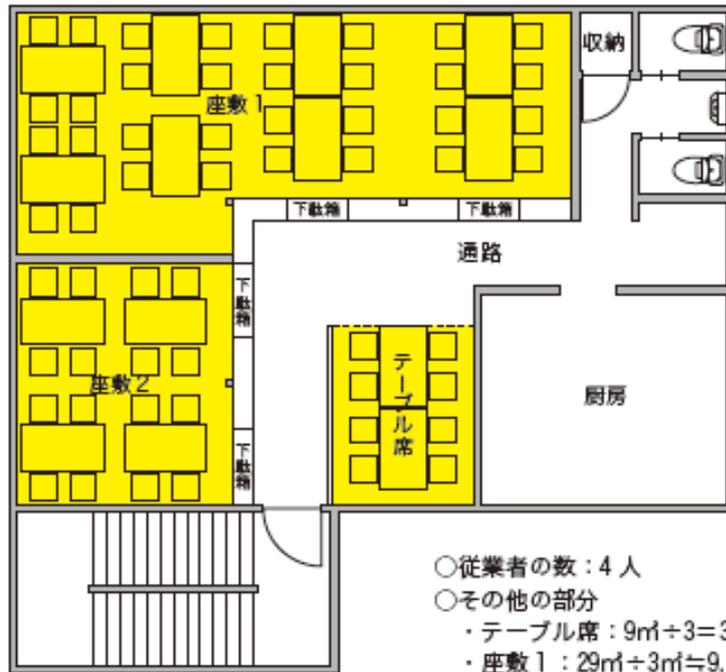
- 従業者の数：6人
- その他の部分
 - ・個室①：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 $\times 2 = 4$ 人
 - ・個室②：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7$ 人
 3 人 $+ 7$ 人 $= 10$ 人

1階収容人員：20人

(2階～5階)



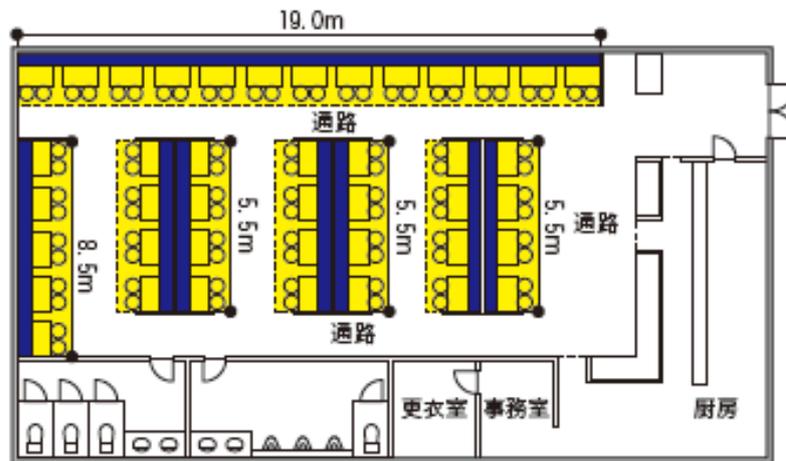
(飲食店の算定方法例) その1



- 従業者の数：4人
- その他の部分
 - ・テーブル席：9㎡÷3㎡⇒3→3人
 - ・座敷1：29㎡÷3㎡⇒9.6→9人
 - ・座敷2：11㎡÷3㎡⇒3.6→3人

収容人員：19人

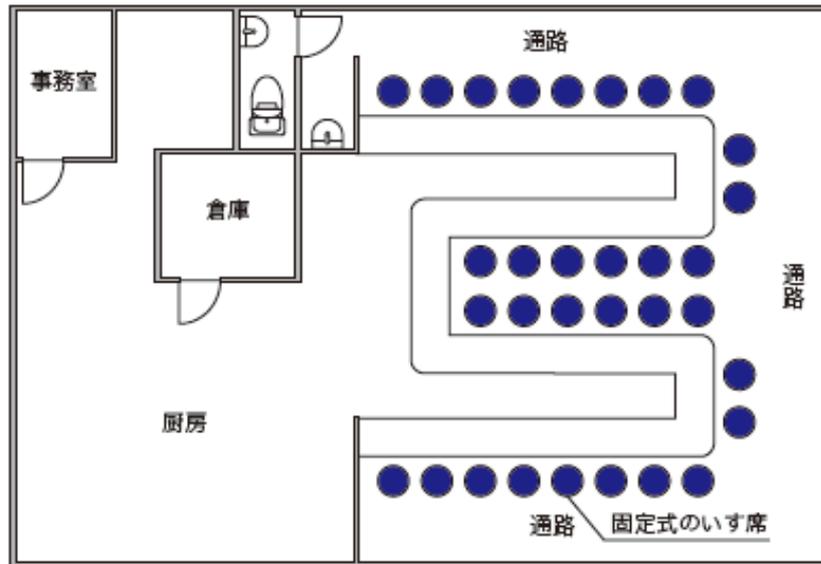
(飲食店の算定方法例) その2



- 従業者の数：6人
- 飲食の用に供する部分
 - 固定式のいす席 (長い) ■
 - ・19.0m ÷ 0.5m = 38 → 38人
 - ・8.5m ÷ 0.5m = 17 → 17人
 - ・5.5m ÷ 0.5m = 11 → 11人 × 6 = 66人
 - その他の部分 ■
 - ・(29㎡÷3㎡) + (18㎡÷3㎡) + (8㎡÷3㎡×6カ所)
 - 9人+6人+2人×6カ所=27人

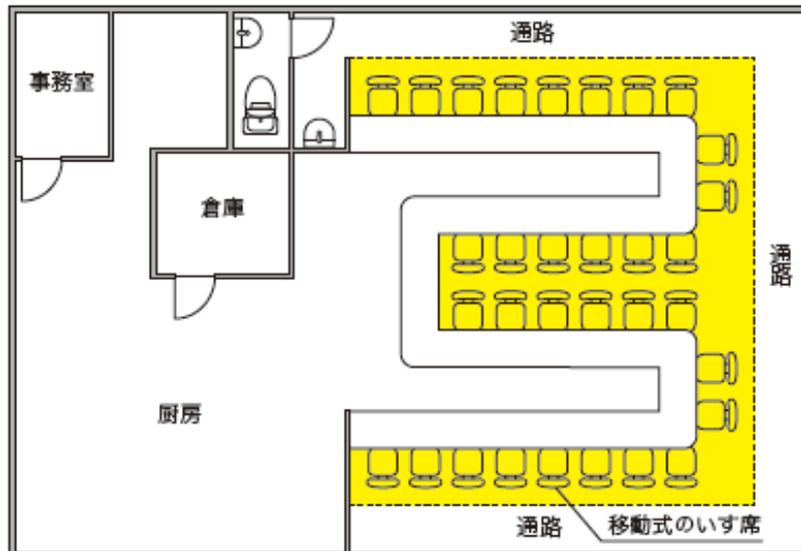
収容人員：154人

(飲食店の算定方法例) その3



- 従業者の数：3人
 - 飲食の用に供する部分（固定式のいす席）：32席→32人
- 収容人員：35人

(飲食店の算定方法例) その4



- 従業者の数：3人
 - 飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{m}^2 + 3\text{m}^2 \approx 10.6 \rightarrow 10$ 人
- 収容人員：13人

- 従業者の数：1人
- その他の部分
 - ・個室③：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$
 - ・個室④：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人 \times 2 = 6人$
 - ・個室⑤：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$
 - ・個室⑥：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$
 - ・個室⑦：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7人$
 $3人 + 7人 = 10人$

2～5階 各階収容人員：29人

棟全体の収容人員：136人

(3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-4表に定める方法によること（第5-6図参照）。

第5-4表

区分	算定方法
(4)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

イ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、駐車場、駐輪場、便所等次に掲げる部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務所、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場

(ウ) 空調機器室、電気室等の設備室

(エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長線上にある道路及び公共性の強い通路部分

(オ) その他従業者だけが使用する部分

ウ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

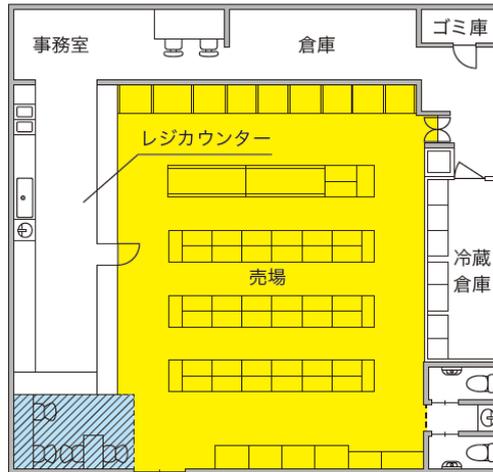
なお、当該部分に固定式のいすがある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

- (ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店
- (イ) 喫煙場所、子供の遊び場等商品陳列のない部分
- (ウ) その他飲食及び休憩の用に供する部分

エ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

第 5 - 6 図

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



- 従業者の数：3人
 - 主として従業者以外の者の使用に供する部分
 - ・飲食又は休憩の用に供する部分 () の床面積を 3㎡で除して得た数
 飲食コーナー 13㎡÷3㎡≒4.3→4人
 - ・その他の部分 () の床面積を 4㎡で除して得た数
 売 場 90㎡÷4㎡≒22.5→22人
- 収容人員：29人

(4) 政令別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物

ア 政令別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 5 - 5 表に定める方法によること (第 5 - 7 図参照)。

第 5 - 5 表

区分	算定方法
(5) 項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を 6㎡ (簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡) で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式の内す席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数 (1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。) とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を 3㎡で除して得た数

イ 「宿泊室」の収容人員の算定方法は、次によること。

- (ア) 「ベッドの数」は、シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッド及び二段ベッドについては2人とする。
- (イ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。
- (ウ) 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。また、中2階（棚状）式のものには棚数をベッド数とすること。
- (エ) 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人あたりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- (オ) 和式の宿泊室の前室部分（畳の部分に限る。（カ）において同じ。）は、宿泊室の一部として取り扱うこと。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所等は含めない。
- (カ) 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

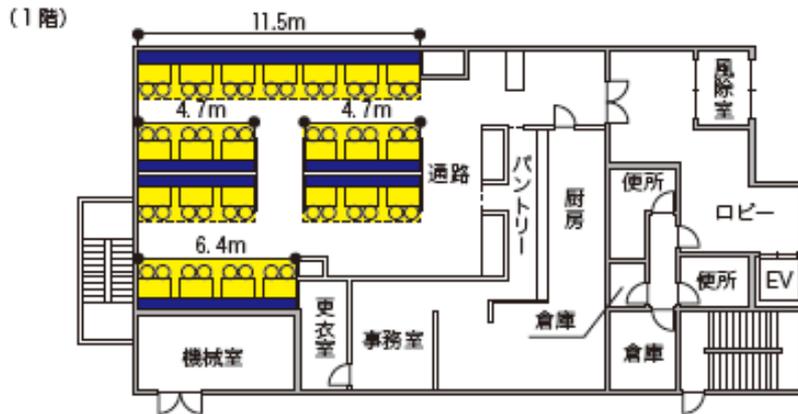
ウ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

- (ア) 宴会場等の部分
- (イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分
- (ウ) いす席を設けたロビー等の部分（通路の用に供する部分を除く。）
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

エ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条及び政令第24条の規定の適用については、当該部分の階単位の収容人員は算定しないこと。ただし、政令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階単位の収容人員を算定すること（第5－8図参照）。

第5-7図

(ホテルの算定方法例)



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席 (長いす) ■

・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人

・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人

・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

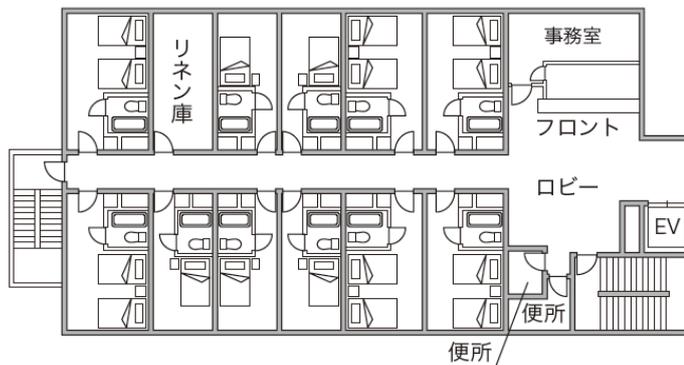
その他の部分 ■

・ $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所})$

≈ 5 人 $+ 3$ 人 $+ 2$ 人 $\times 4$ カ所 $= 16$ 人

1階 収容人員：93人

(2階)

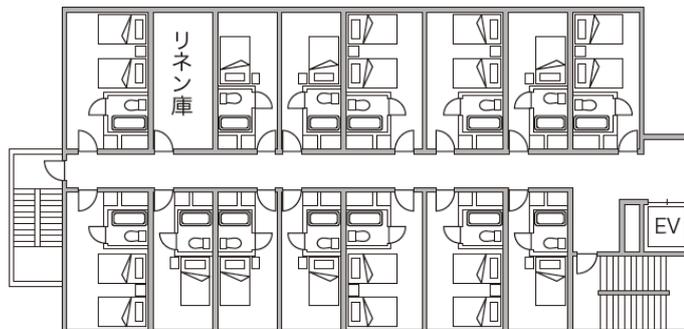


○従業者の数：3人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：17→17人

2階 収容人員：20人

(3階～7階)



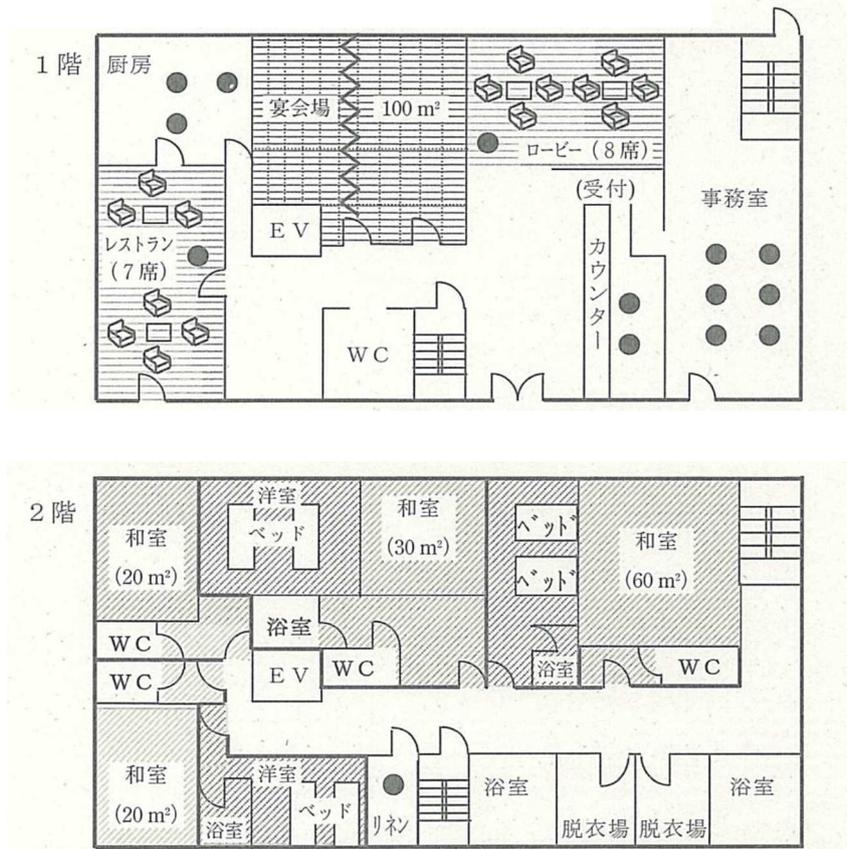
○従業者の数：0人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：21→21人

3～7階 各階収容人員：21人

棟全体の収容人員：218人

(旅館(主として団体客を宿泊させるもの)の算定方法例)



従業員 ● 宿泊室(洋室 和室) 集会等に供する部分(いす席 その他)

ア 従業員 14人

イ 宿泊室

(ア) 洋室 シングルベッド 6個

(イ) 和室 20㎡, 20㎡, 30㎡, 60㎡

$$6(\text{個}) + (20(\text{㎡}) \div 3(\text{㎡}) + 20(\text{㎡}) \div 3(\text{㎡}) + 30(\text{㎡}) \div 3(\text{㎡}) + 60(\text{㎡}) \div 3(\text{㎡})) = 48$$

ウ 集会, 飲食又は休憩の用に供する部分

(ア) 固定式いす席 15席

(イ) その他の部分 100㎡

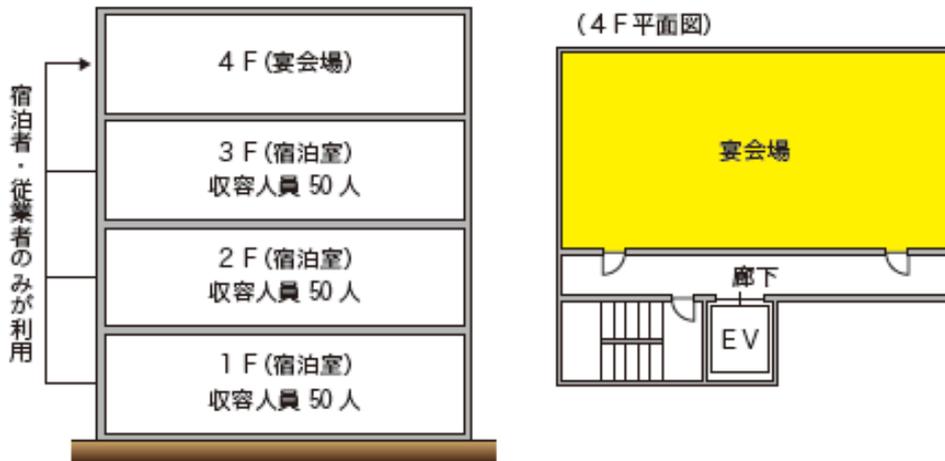
$$15(\text{席}) + 100(\text{㎡}) \div 3(\text{㎡}) = 48$$

よって,

$$14(\text{人}) + 48 + 48 = 110$$

となり, 収容人員は, 110人となる。

第5-8図



- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩のように供する部分」で算定した数に、①で求めた収容人員を合算した数により、政令第25条を適用する。

(5) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-6表に定める方法によること。

第5-6表

区分	算定方法
(5)項口	居住者の数により算定する。

イ 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。

ウ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第5-7表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行なうこと。

第5-7表

住戸のタイプ	1K、1DK 1LDK、2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK
算定居住者	2人	3人	4人	5人

(6) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-8表に定める方法によること(第5-9図参照)。

第5-8表

区分	算定方法
(6)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まない。

ウ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 洋室の場合はベッドの数

(イ) 和室の場合は和室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

(ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数

エ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。

(ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積

(イ) 待合室が廊下と兼用されている場合は、次の床面積

a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積

b a以外の場合、廊下を幅員1.2m部分とし、廊下の部分を除く床面積

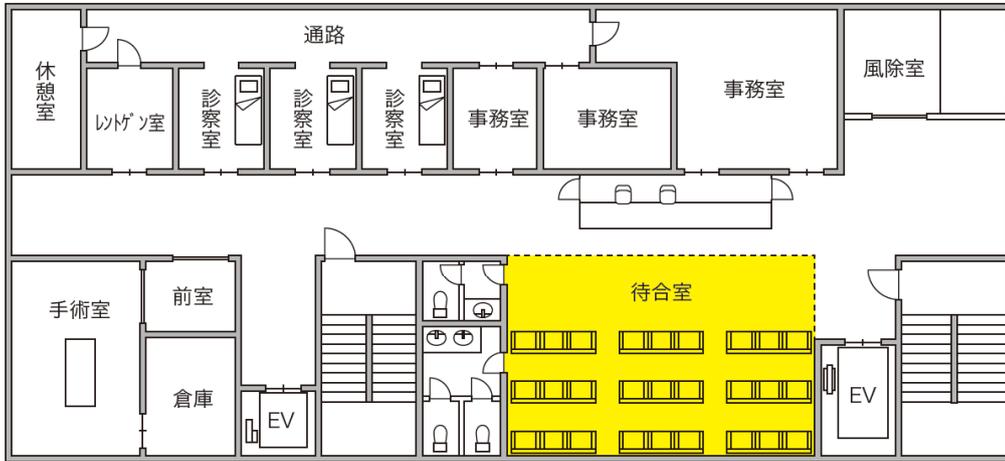
(ウ) 診察室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に参入すること。

(エ) 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定によって算定すること。

第 5 - 9 図

(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)

(1階)

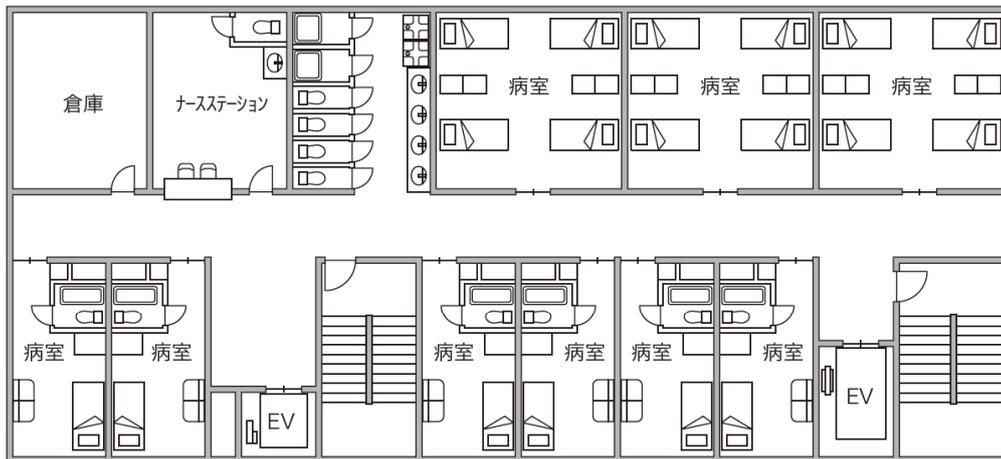


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室： $55 \div 3\text{m}^2 \approx 18.3 \rightarrow 18$ 人

1階 収容人員：28人

(2階)



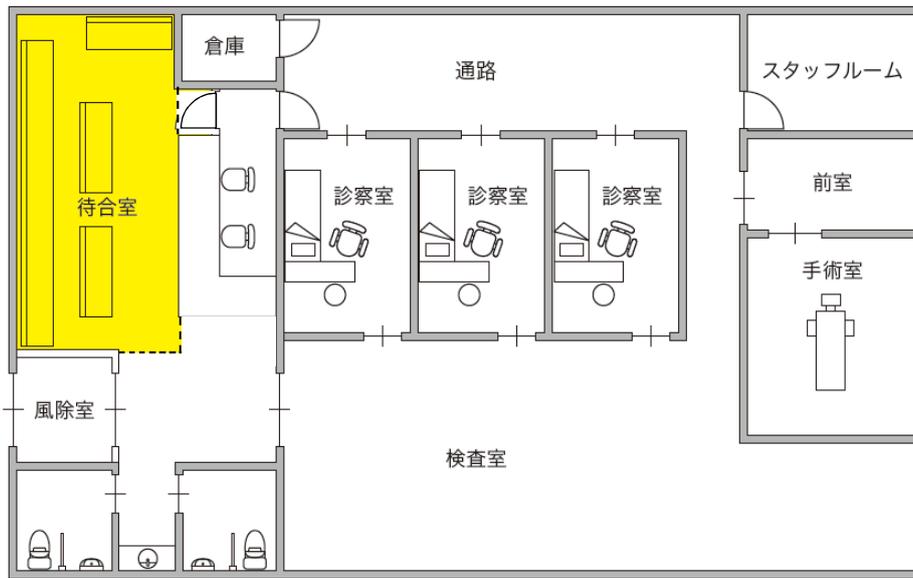
○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 収容人員：20人

棟全体の収容人員：48人

(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人

収容人員：18人

(7) 政令別表第 1 (6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア 政令別表第 1 (6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 5 - 9 表に定める方法によること (第 5 - 10 図参照)。

第 5 - 9 表

区分	算定方法
(6)項ロ (6)項ハ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

イ 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 入所施設

老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者 (以下この項において「要保護者」という。) を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大人数

(イ) 通所施設

要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大

人数。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合は、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（以下この項において「リハビリ室等」という。）については、その室の最大人数とすること。

この場合の階単位の収容人員の取扱いは、次によること。

(ア) 法第8条及び政令第24条の適用については、当該部分を算定しないこと。

(イ) 政令第25条の適用については、当該部分を算定すること。

エ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階単位の収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること（第5-11図参照）。ただし、アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

第5-10図

（認知症高齢者グループホームの算定方法例）

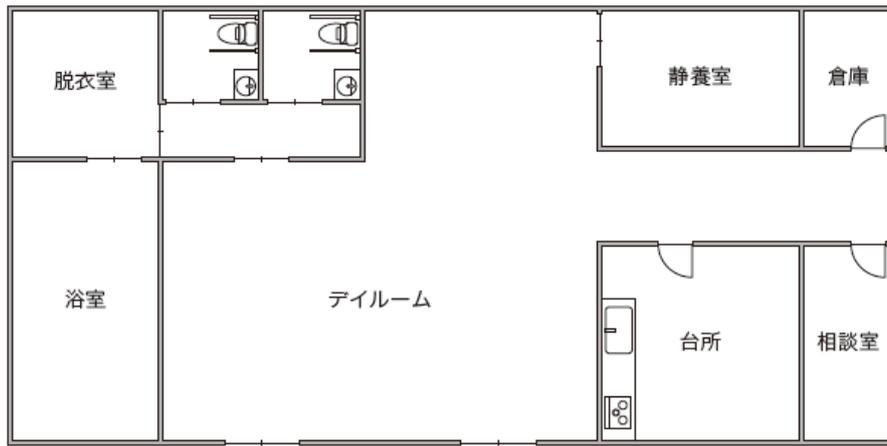


○従業者の数：3人

○要保護者の数：9人

収容人員：12人

(老人デイサービスの算定方法例)

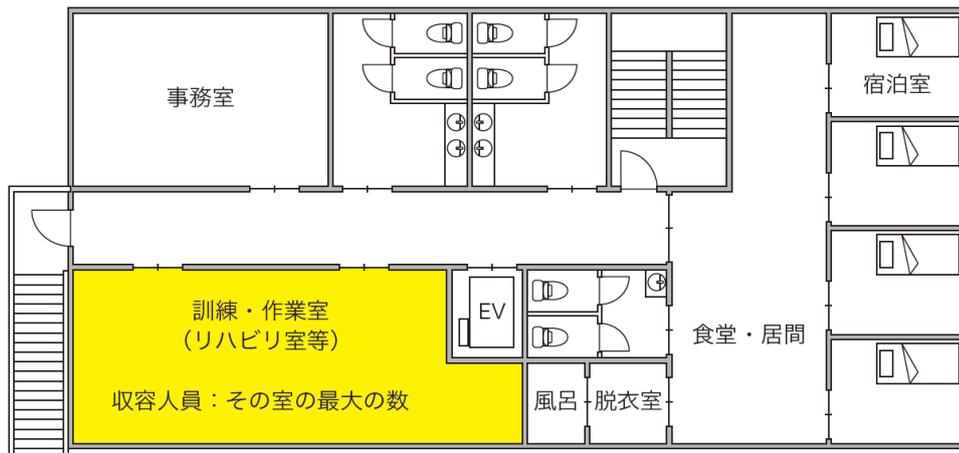


○従業者の数：3人

○要保護者の数：15人

収容人員：18人

第 5 - 1 1 図



要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数+宿泊室に宿泊する要保護者の数

(8) 政令別表第 1 (6) 項ニに掲げる防火対象物

ア 政令別表第 1 (6) 項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 5 - 1 0 表に定める方法によること。

第 5 - 1 0 表

区分	算定方法
(6)項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数とすること。

ウ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階単位の収容人員の取扱いは、次によること。

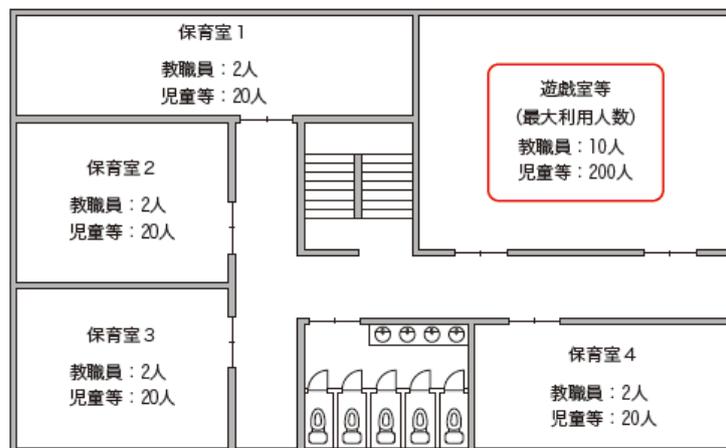
(ア) 法第8条及び政令第24条の規定の適用については、当該部分を算定しないこと。

(イ) 政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること（第5-12図参照）。

エ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階単位の収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

第5-12図

(幼稚園の算定方法例) (政令第25条)



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

収容人員：298人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が省令第1条の3に規定する教職員及び児童等を超える場合は、当該規定により算出された数とすることができる。

(9) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-1-1表に定める方法によること(第5-1-3図参照)。

第5-1-1表

区分	算定方法
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生(以下この項において「生徒等」という。)の数とすること。

ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分(以下この項において「特別教室」という。)については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階単位の収容人員の取扱いは、次によること。

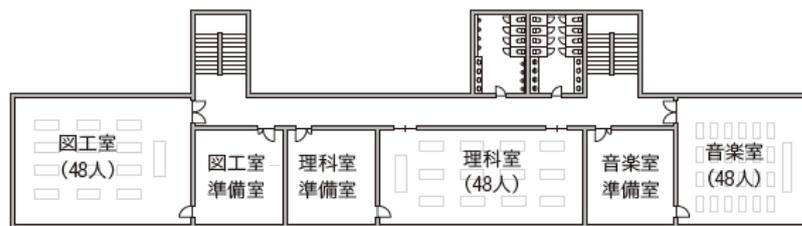
(ア) 法第8条及び政令第24条の規定の適用については、当該部分を算定しないこと。

(イ) 政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。

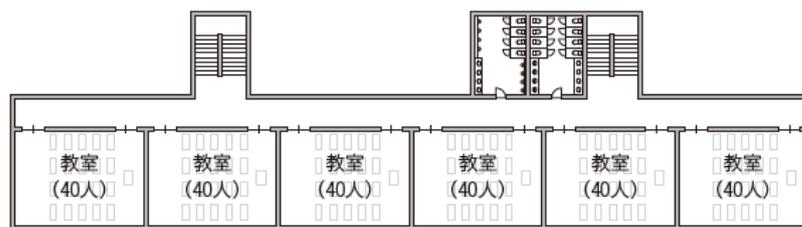
エ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階単位の収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

第5-1-3図

(小学校の算定方法例)



○教職員の数：3人
 ○生徒等の数：48人×3特別教室=144人
 階収容人員：147人



○教職員の数：6人
 ○生徒等の数：40人×6教室=240人
 階収容人員：246人

(10) 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-12表に定める方法によること(第5-14図参照)。

第5-12表

区分	算定方法
(8)項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

(ア) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。

(イ) DVD、CD等の視聴覚室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

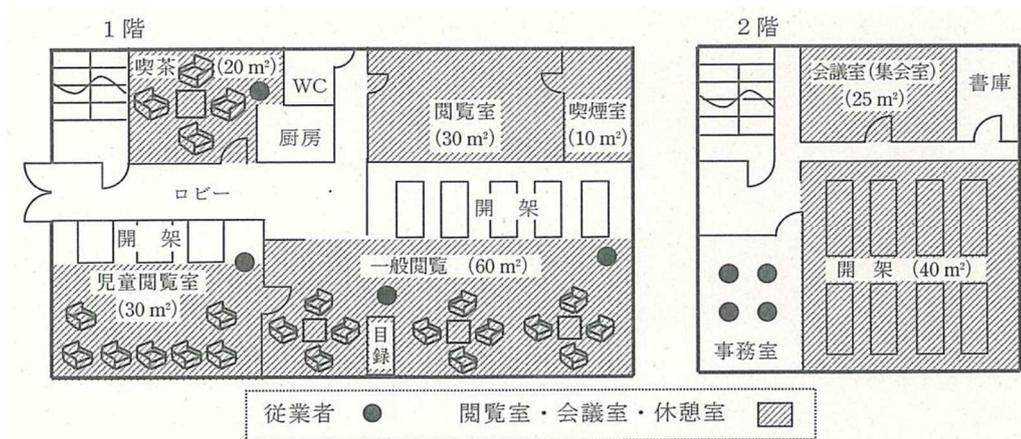
ウ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も「展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。

エ 従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。

オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

第5-14図

(図書館の算定方法例)



- 従業者：8人
 - 閲覧室等の床面積
 - ・喫茶 20㎡÷3㎡=6.6→6人
 - ・閲覧室 30㎡÷3㎡=10→10人
 - ・喫煙室 10㎡÷3㎡=3.3→3人
 - ・児童閲覧室 30㎡÷3㎡=10→10人
 - ・一般閲覧 60㎡÷3㎡=20→20人
 - ・会議室(集会室) 25㎡÷3㎡=8.3→8人
 - ・開架 40㎡÷3㎡=13.3→13人
- 2階収容人員：21人
- 1階収容人員：49人
- 棟全体の収容人員：78人

(11) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-13表に定める方法によること(第5-15図参照)。

第5-13表

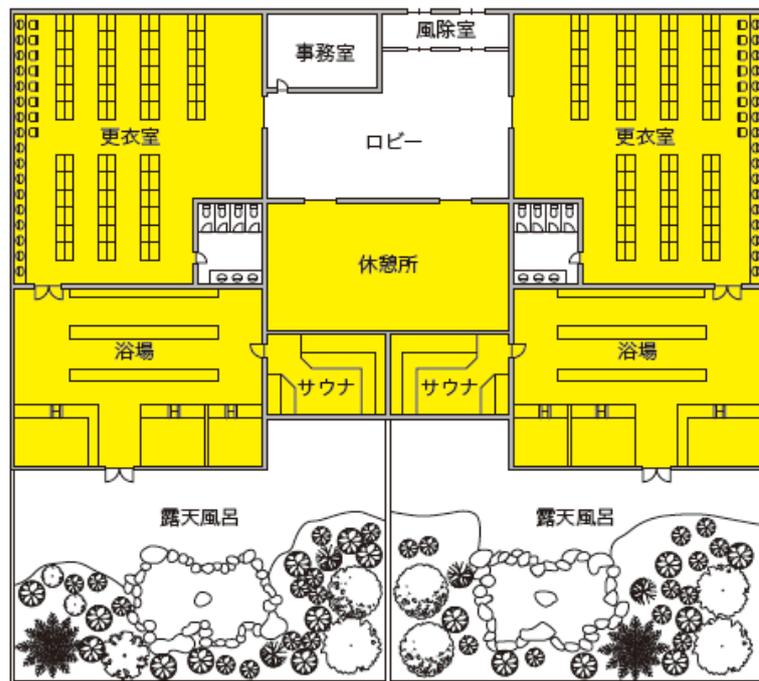
区分	算定方法
(9)項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。

ウ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

第5-15図

(スーパー銭湯の算定方法例)



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分(黄色)の床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 150㎡÷3㎡=50→50人×2カ所=100人
- ・サウナ 50㎡÷3㎡=16.7→16人×2カ所=32人
- ・脱衣場 200÷3㎡=66.7→66人×2カ所=132人
- ・休憩所 200÷3㎡=66.7→66人

収容人員：340人

(12) 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項まで掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-14表に定める方法によること。

第5-14表

区分	算定方法
(10)項、(12)項 (13)項、(14)項	従業者の数により算定する。

イ 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者（例 食堂・売店等の従業者）も含めること。

(13) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-15表に定める方法によること（第5-16図参照）。

第5-15表

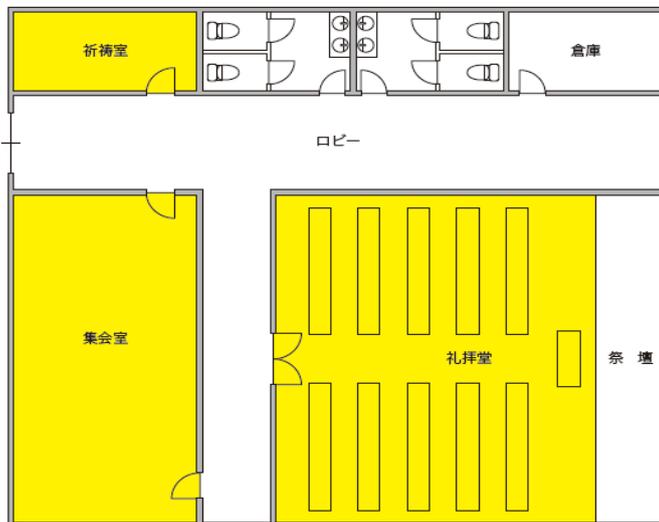
区分	算定方法
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。

ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

第5-16図

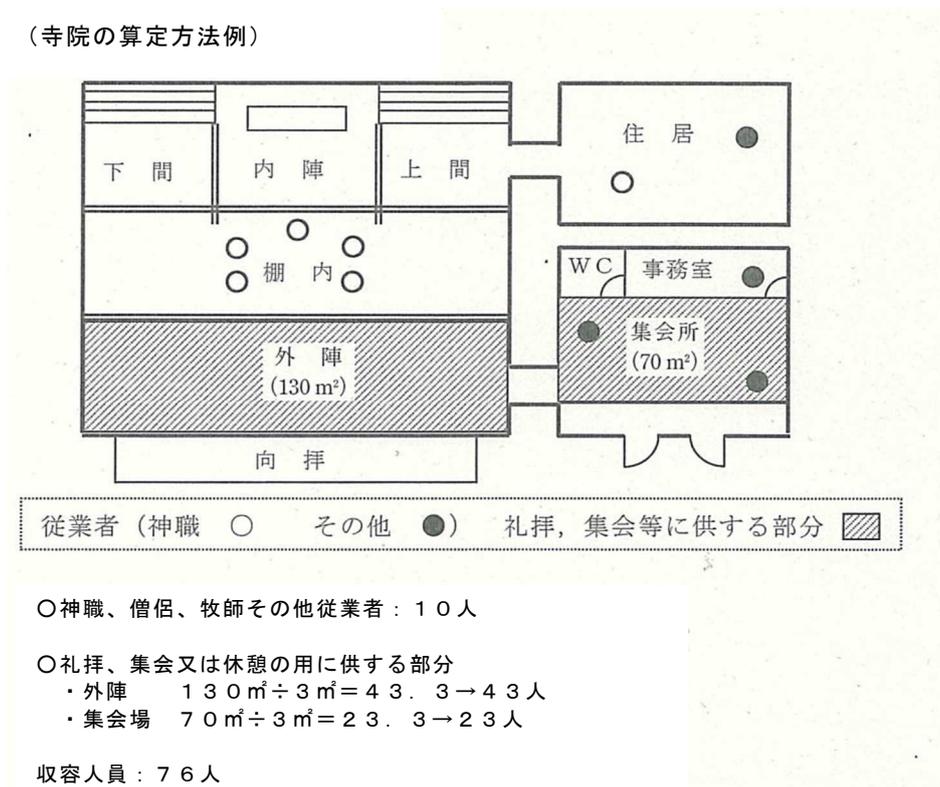
(寺院の算定方法例)



- 神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人
- 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 (黄色)
- ・礼拝堂 150㎡÷3㎡=50→50人
- ・集会室 100㎡÷3㎡=33.3→33人
- ・祈禱室 25㎡÷3㎡=8.3→8人

階収容人員：94人

(寺院の算定方法例)



(14) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(15)に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-16表に定める方法によること(第5-17図参照)。

第5-16表

区分	算定方法
15項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー(休憩等の用に供するもの)、クラブハウスの食堂及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

ウ 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

エ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。

オ 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰所、審判廷、調停室、証人控室、検査官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入すること。

カ 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと（例 銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。

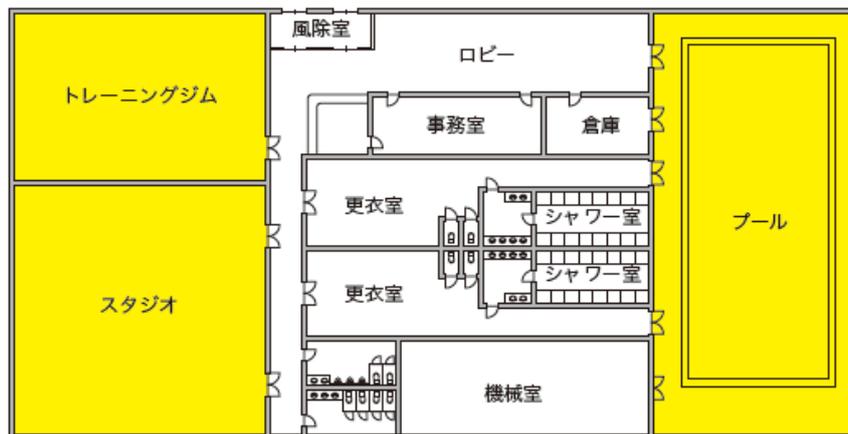
キ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合いの用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

ク モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた住宅展示場部分のうち、打合せ等で使用する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

ケ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

第5-17図

(スポーツクラブの算定方法例)



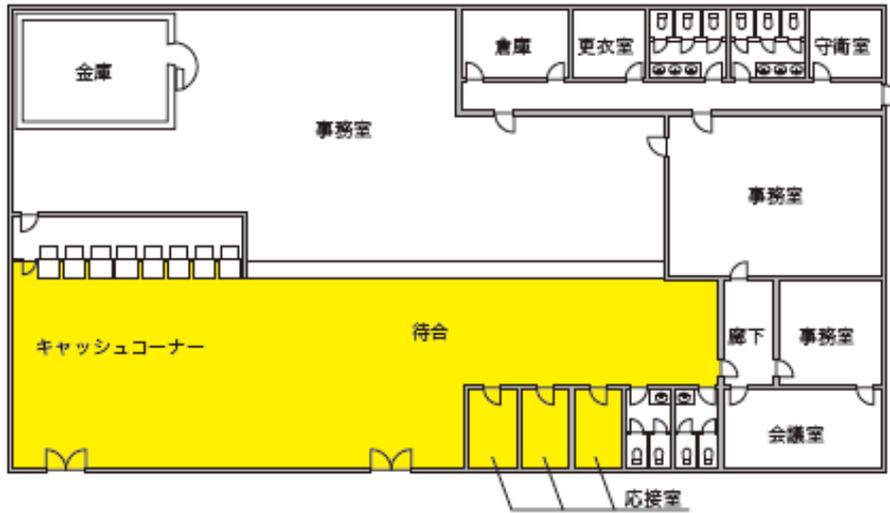
○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・スタジオ 250㎡÷3㎡≒83.3→83人
- ・トレーニングジム 200㎡÷3㎡≒66.7→66人
- ・プール 500㎡÷3㎡≒166.7→166人

収容人員：335人

(銀行の算定方法例)

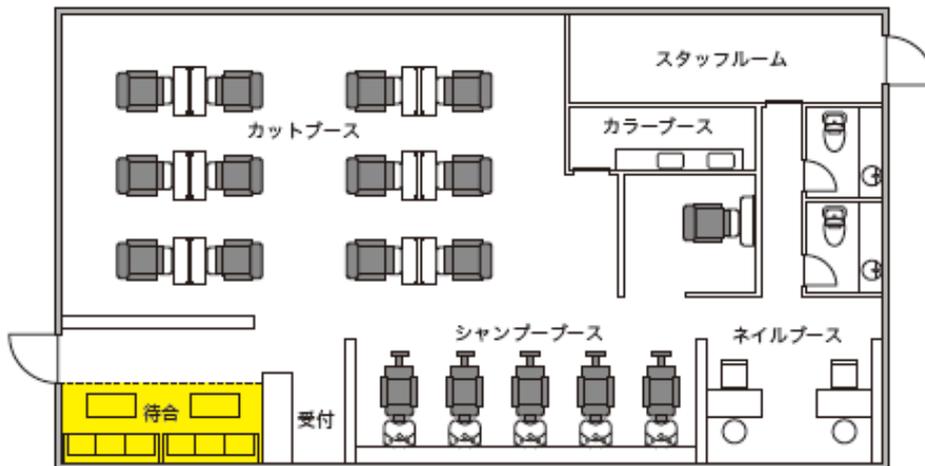


○従業者の数：20人

- 主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を3㎡で除して得た数
- ・ロビー及びキャッシュコーナー $145\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 48.3 \rightarrow 48$ 人
 - ・応接室 $14\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.7 \rightarrow 4$ 人 $\times 3$ カ所 = 12人

収容人員：80人

(美容院の算定方法例)

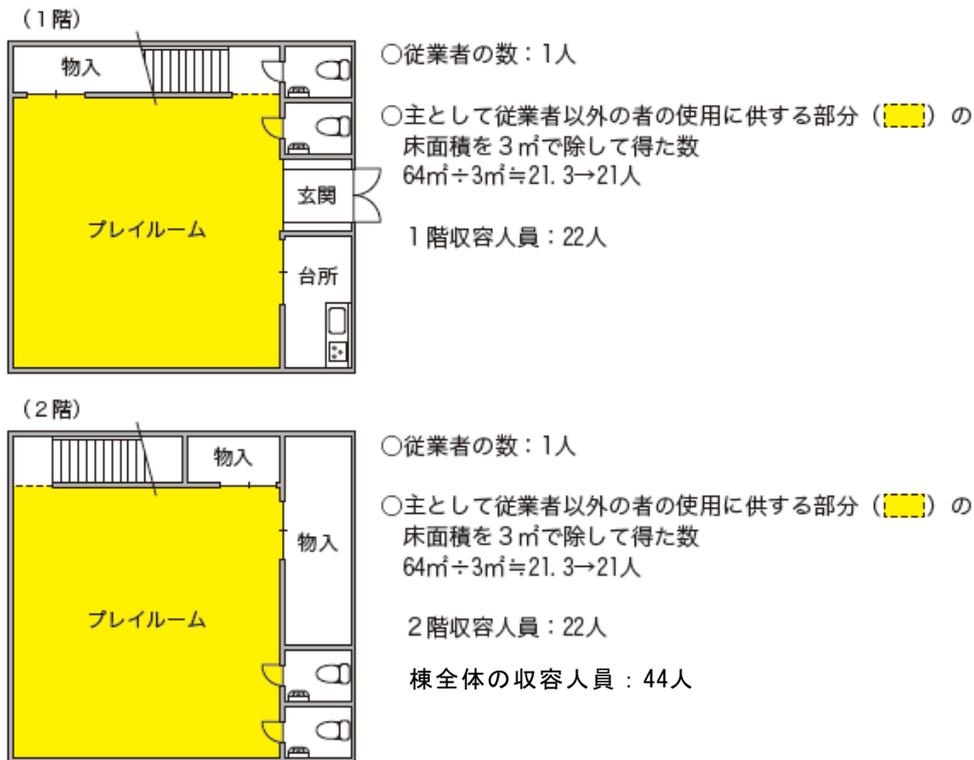


○従業者の数：6人

- 主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を3㎡で除して得た数
- $6 \div 3\text{㎡} = 2 \rightarrow 2$ 人

収容人員：8人

(放課後保育クラブの算定方法例)



(15) 政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物 (省令第1条の3第2項)

政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物については、政令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定する。

(16) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5-17表に定める方法によること。

第5-17表

区分	算定方法
(17)項	床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

(17) 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船

ア 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船の収容人員の算定方法は、第

5-18表に定める方法によること。

第5-18表

区分	算定方法
仮使用の承認を受けたもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途を省令第1条の3第1項中の表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数 2 その他の部分については、従業者の数
仮使用の承認を受けたもの以外及び建造中の旅客船	従業者の数により算定する。

イ 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

ウ 「仮使用」とは、建基法第7条の6第1項第1号に規定する仮使用をいう。

エ 「仮使用の承認を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁に仮使用するための承認を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の承認を受けた部分」として扱うものとする。